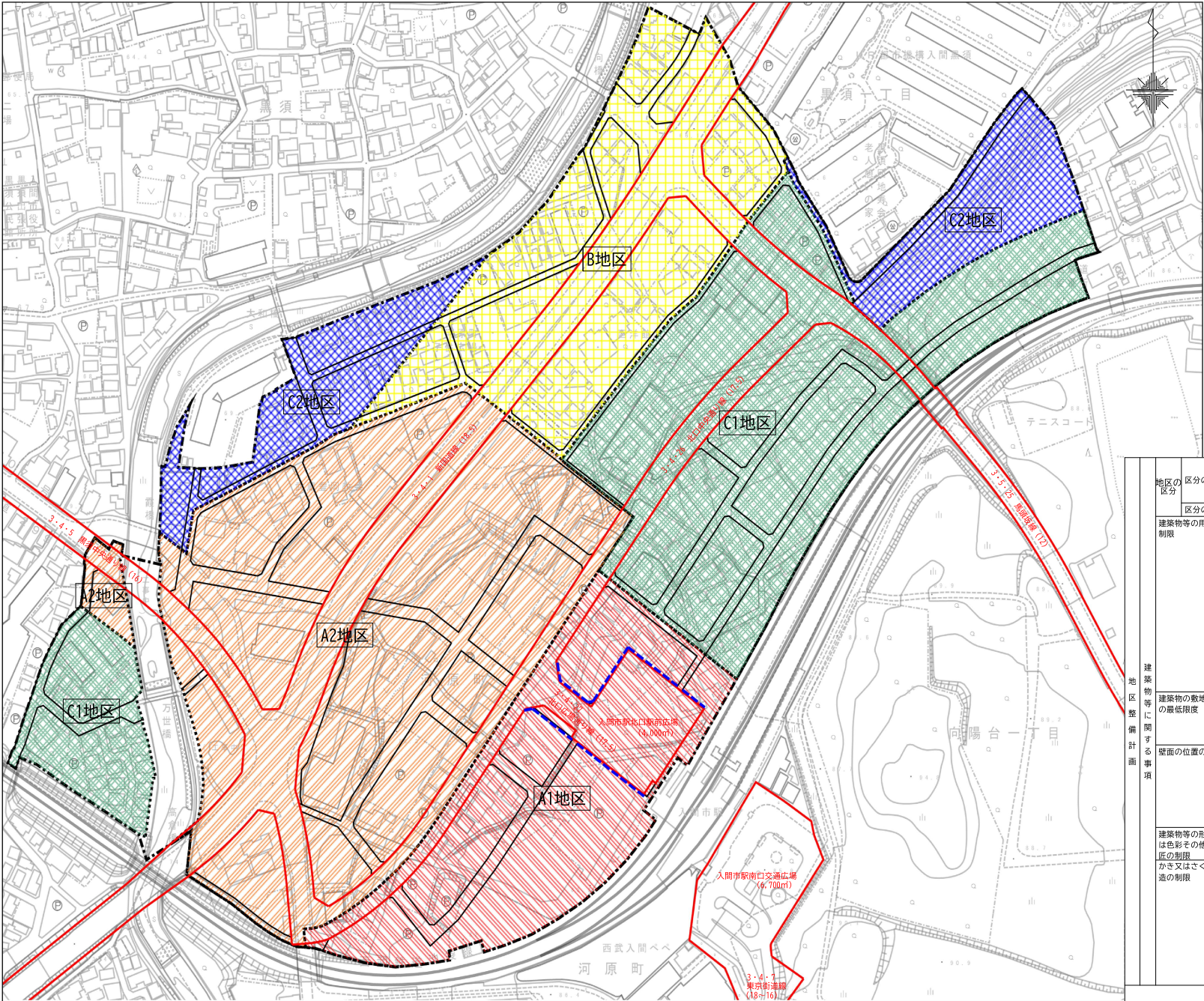


計画図（地区整備計画図） 縮尺 1:2500



凡 例	
	都市計画道路
	区画道路
	地区計画区域
	地区整備計画区域
建築物等に関する事項	
	A1地区
	A2地区
	B地区
	C1地区
	C2地区
壁面の位置の制限	
	道路境界線より1m以上後退
かき又はさくの構造の制限区域	
	地区整備計画区域全域
	駅前広場及びそれに通ずる道路に面する部分については、かき又はさくを設けないものとする。

地区区分	区分の名称	A		B	C		
		1地区 (近隣商業地域)	2地区 (近隣商業地域)	一 (準住居地域)	1地区 (第一種住居地域)	2地区 (第一種中高層 住居専用地域)	
建築物等に関する事項	区分の面積	約2.8ha	約6.5ha	約3.1ha	約5.0ha	約1.7ha	
	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。		1.カラオケボックス等 2.麻雀屋、パチンコ屋、射的場、馬券・車券発売所等 3.劇場、映画館、演芸場、観覧場、ナイトクラブ等 4.次の用途に供する部分が3,000㎡を超えるもの (1)店舗、事務所 (2)ホテル、旅館 (3)ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場等	1.工場（ただし、パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服屋、畳屋、建具屋、自転車店等で作業場の床面積が50㎡以下のものを除く。） 2.ガソリンスタンド 3.倉庫（ただし、主たる建築物に付属する倉庫を除く。）	1.大学、高等学校、専門学校、専修学校、各種学校 2.病院	
	建築物の敷地面積の最低限度	150㎡	130㎡		110㎡		
	壁面の位置の制限	建築物の1階部分について、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に表示する制限線を超えてはならない。			ただし、建築物の敷地面積の最低限度未満の土地で、次に該当する場合はこの限りではない。 (1)土地地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第1項の規定による換地処分又は同法第98条第1項の規定による仮換地の指定を受けた土地で、かつ、所有権その他の権利に基づいてその全部を一の敷地として使用するもの。		
	建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	建築物及び工作物については、地区の環境及び埼玉県景観計画への適合を図り、地区の景観に配慮した色彩とする。					
	かき又はさくの構造の制限	1.道路に面して設置するかき又はさくの構造は、次の各号に掲げるものとする。 (1)生垣、竹垣 (2)敷地面積から高さ1.2m以下で、基礎部分を除き透視可能なさく等 (3)前2号以外のかき又はさくを設置する場合は、敷地面積から1.2m以下にするとともに、道路境界線より0.6m以上後退する。 2.計画図に表示する制限線に面する部分については、かき又はさく（門柱、門簾及び門簾を含む。）は設けないものとする。					